

# ご存知ですか？ 免許の提示義務

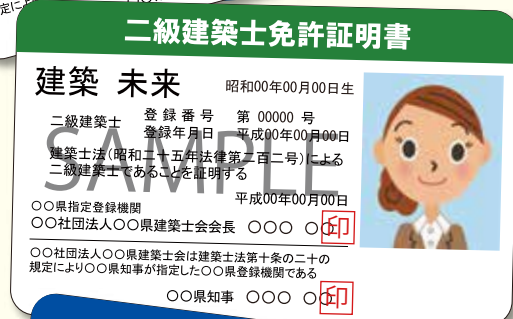
## ● 建築士免許証等の提示の義務化（建築士法第19条の2）

近年、建築士免許証の偽造によるなりすまし事案が発生していることなどから、建築主への建築士に対する情報開示の充実が求められています。平成27年6月25日に施行された建築士法の改正では、建築士は、委託者（これから委託しようとする者も含む）から求めがあった際、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示することが義務づけられています。

建築士免許証等については、携帯の義務までは課せられていませんが、求めがあった際にその場で提示できない場合は、次回の打ち合わせ時に提示するなど誠実な対応を行う必要があります。

## ● 重要事項の説明等（建築士法第24条の7第2項）

管理建築士等は、建築主と契約前に重要事項の説明をするときは、当該建築主に対し、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければなりません。



## 免許の提示を求められた場合、携行可能なカード型免許証明書が便利です。

### ■ カード型免許証明書は・・・

ICチップ内蔵により、  
偽造・変造が極めて困難です

顔写真入りで、  
契約時の信頼性が高まります

自動車運転免許証と  
同じサイズで携帯に便利です

※二級・木造建築士免許証は、都道府県により異なりますのでご注意ください。

## カード型免許証明書の裏面には、 法定講習受講履歴を記載することができます。

### ■ 建築士免許証等の記載事項等に変更があった場合の書換え規定の明確化 (建築士法施行規則第4条の2第2項)

氏名・生年月日以外の記載事項等（定期講習の受講履歴や顔写真など）について変更があった場合に、建築士免許証等の書換え交付を申請することができることが規定されました。書換え交付を申請すると新たな建築士免許証明書が交付されます。

なお、氏名等に変更があった場合は、従来どおり、変更があった日から30日以内に届出を行い、併せて建築士免許証等の書換え交付申請をすることが義務づけられています。

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号
定期	平成00年00月00日	012345-6789012345
定期	平成00年00月00日	012-34-567890-12
管理	平成00年00月00日	0123-456789

※二級・木造建築士免許証の書換え交付申請については、指定登録機関または、登録都道府県にお問い合わせください。



# ご存知ですか？

## 住所等に変更があった場合の届け出義務

### ■ 住所等の届出（建築士法第5条の2第2項、第3項）

建築士は、以下の①～③の項目に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を、一級建築士にあっては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあっては免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事（都道府県の区域を異にして住所変更したときは、変更前の住所地の都道府県知事と変更後の住所地の都道府県知事）に届出をすることが義務付けられています。

- ① 住所・本籍
- ② 建築に関する業務に従事する方は、勤務先名称・所在地・業務種別
- ③ 建築士事務所の名称・開設者

### ■ 氏名等に変更があった場合には、別途登録事項変更が必要となります。

### ■ 届出先

一級建築士は・・・

国土交通大臣

（申請窓口は、現在お住まいの都道府県建築士会です）

二級・木造建築士は・・・

免許の登録を行った都道府県と  
変更前後の住所地の都道府県

※届け出は、窓口にお越しいただくか、郵送にて受付けを行っています。  
※申請手数料はかかりません。

詳細につきましては、以下の都道府県建築士会にお問い合わせいただくか、  
（公社）日本建築士会連合会のHPをご参照ください。

▼日本建築士連合会HP

<http://www.kenchikushikai.or.jp/touroku/>



### ■ 建築士会お問い合わせ先（一級建築士申請窓口は、現在お住まいになっている都道府県にある建築士会です。）

士会名	電話	※	士会名	電話	※	士会名	電話	※
北海道建築士会	011-251-6076	★	新潟県建築士会	025-378-5666	★	岡山県建築士会	086-223-6671	★
青森県建築士会	017-773-2878	★	静岡県建築士会	054-254-9381	★	広島県建築士会	082-244-6830	★
岩手県建築士会	019-654-5777	★	愛知建築士会	052-201-2201	★	山口県建築士会	083-922-5114	★
宮城県建築士会	022-298-8037	★	岐阜県建築士会	058-215-9361	★	徳島県建築士会	088-653-7570	★
秋田県建築士会	018-827-3718	★	三重県建築士会	059-226-0109	★	香川県建築士会	087-833-5377	★
山形県建築士会	023-643-4568	★	富山県建築士会	076-482-4446	★	愛媛県建築士会	089-945-6100	★
福島県建築士会	024-523-1532	★	石川県建築士会	076-244-2241	★	高知県建築士会	088-822-0255	★
茨城県建築士会	029-305-0329	★	福井県建築士会	0776-24-8781	★	福岡県建築士会	092-441-1867	★
栃木県建築士会	028-639-3150	★	滋賀県建築士会	077-522-1615	★	佐賀県建築士会	0952-26-2198	★
群馬建築士会	027-252-2434	★	京都府建築士会	075-211-2857	★	長崎県建築士会	095-828-0753	★
埼玉建築士会	048-861-8221	★	大阪府建築士会	06-6947-1961	★	熊本県建築士会	096-383-3200	★
千葉県建築士会	043-202-2100	★	兵庫県建築士会	078-327-0885	★	大分県建築士会	097-532-6607	★
東京建築士会	03-3527-3100	★	奈良県建築士会	0742-30-3111	★	宮崎県建築士会	0985-27-3425	★
神奈川建築士会	045-201-1284	★	和歌山県建築士会	073-423-2562	★	鹿児島県建築士会	099-222-2005	★
山梨県建築士会	055-233-5414	★	鳥取県建築士会	0857-21-7280	★	沖縄県建築士会	098-879-7727	★
長野県建築士会	026-235-0561	★	島根県建築士会	0852-24-2620	★			

（2018年9月1日現在）

二級建築士、木造建築士の免許証も順次カード型に切り替わっています。

※二級・木造建築士申請窓口は、★は建築士会（指定登録機関）、★は都道府県です。